

**農業版ウーマノミクス事業
実施主体等選定委員会設置要綱**

平成28年5月31日 決裁

(目的)

第1条

農業版ウーマノミクス事業の実施にあたり、選定が必要な事項について公正かつ適正な選定を図るため、「農業版ウーマノミクス事業実施主体等選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置する。

(業務)

第2条

女性の視点を生かした商品開発支援事業において、農業版ウーマノミクス事業(女性の視点を生かした商品開発支援事業)実施要領に基づき提出された事業実施計画書の内容について、別表の採択要件に基づき審査を行い、事業実施主体の候補者として選定する。

(組織)

第3条

- (1) 選定委員会は、委員5名以内で構成する。
- (2) 選考委員会の委員は、知事が選任する。
- (3) 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(運営)

第4条

- (1) 選定委員会には委員長及び副委員長を置き、それぞれ知事が指定する者をもって充てる。
- (2) 委員長は、会務を総括し、選定委員会において議長を務める。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。
- (4) 選定委員会は、委員長が招集し、これを開催する。
- (5) 選考委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- (6) 会議は、非公開とする。

(審査)

第5条

- (1) 利害関係人の取り扱い

委員が審査対象となっている事業の実施を希望する者の利害関係人であるときは、当該委員は、当該計画書の審査から除くものとする。

(2) 委員以外の者の出席

委員長は、必要があると認められるときは、委員以外の者を選定委員会に出席させ、その意見を求めることができる。

(委員の責務)

第6条

(1) 委員は、直接的、間接的を問わず、実施主体等に対し特別な援助、助言を行ってはならない。

(2) 委員その他の関係者は、選定委員会の内容又は、その職務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条

選定委員会の庶務は、埼玉県農林部農業支援課において行う。

(その他)

第8条

この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成28年5月31日から施行する。

この要綱は、平成31年4月22日から施行する。